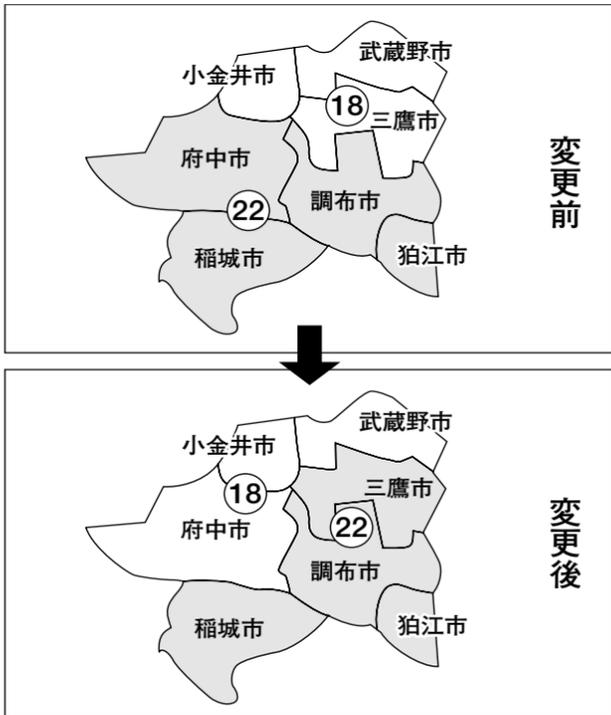


衆議院解散、総選挙へ

10月28日(火)公示、11月9日(日)投票

衆議院議員選挙の 小選挙区が改定されました 三鷹市の選挙区は18区から22区へ



〈転居・転入・転出した方はご注意ください〉

以前から三鷹市に住所を有し、市内で転居した方	平成15年10月17日以前に転居届出	転居後の投票所で投票できます。
	平成15年10月18日以後に転居届出	転居前の投票所で投票してください。
三鷹市に転入した方	平成15年7月27日以前に転入届出	三鷹市で投票できます。
	平成15年7月28日以後に転入届出	三鷹市では投票できません。
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方でこれから投票日まで三鷹市から転出される方		三鷹市で投票してください。

◆選挙人名簿の縦覧
衆議院議員選挙時に新たに三鷹市の選挙人名簿に登録される方は名簿を縦覧することができます。

◆選挙人名簿の縦覧
衆議院議員選挙時に新たに三鷹市の選挙人名簿に登録される方は名簿を縦覧することができます。

◆選挙人名簿の縦覧
衆議院議員選挙時に新たに三鷹市の選挙人名簿に登録される方は名簿を縦覧することができます。

今回三鷹市で投票できる方

昭和58年11月10日までに生まれた方で、平成15年7月27日までに三鷹市に住民届出をし、引き続き3カ月以上三鷹市内に住所を有する方です。

※三鷹市では投票できなくても、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、くわしくは前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

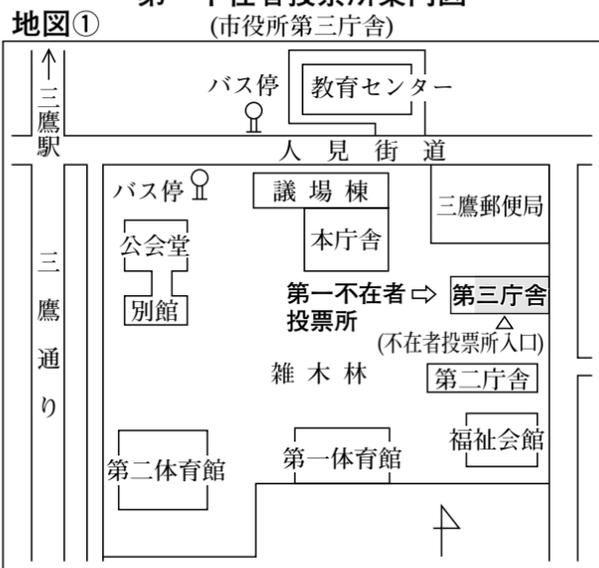
第43回衆議院議員選挙、日程決まる

10月10日の衆議院の解散により、10月28日(火)公示、11月9日(日)投票の日程で総選挙が実施されることになりました。これに併せて最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。

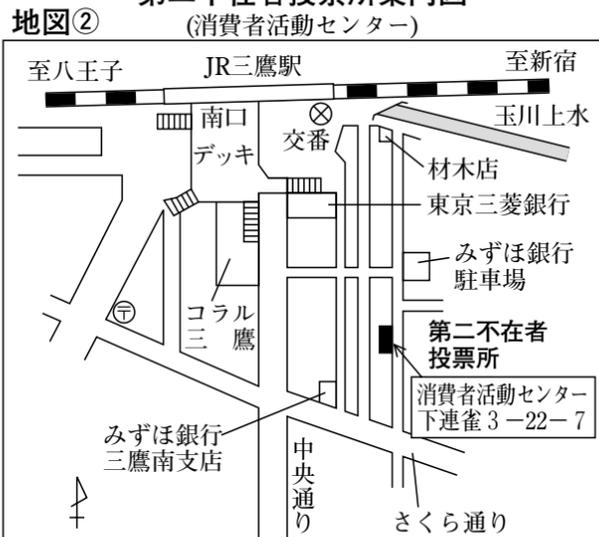
国政を託す人を選ぶ重要な選挙ですので、有権者のみなさんは必ず投票しましょう。

小さな一票 みんなが投票 大きな力

第一不在者投票所案内図 (市役所第三庁舎)



第二不在者投票所案内図 (消費者活動センター)



※ 駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

投票日に投票所へ 行けない見込みの方へ

不在者投票制度をご存知ですか

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができない方は、不在者投票を行うことができます。ご来場の際には、投票所入場券をお持ちください。

◆第一不在者投票所
◆第二不在者投票所

不在者投票指定施設

- 杏林大学病院
- 野村病院
- 三鷹病院
- 三鷹中央病院
- 厚生会病院
- 東京弘済園特別養護老人ホーム弘済園
- 東京弘済園養護老人ホーム弘寿園
- 東京弘済園軽費老人ホーム弘済ホーム
- 特別養護老人ホームどんぐり山
- 牟礼老人保健施設はなかいどう
- 特別養護老人ホーム恵比寿苑
- 介護老人保健施設太郎

選挙・審査公報をお届けします

朝日、産経、東京、日経、毎日、読売の6紙です。なお、折込み新聞を購読していない方は、お近くの市政窓口、コミュニティセンター、郵便局、公衆浴場などに備え置いてある選挙公報などをご利用いただけます。11月5日(水)の新聞(朝刊)に折り込んでお届けします。公報を折り込むのは、

投票所入場券を郵送します。投票所入場券は、10月28日(火)に郵便でお送りします。市内全域に配達完了するまでに3〜4日かかります。入場券は、投票日当日まで大切に保管しておいてください。何らかの事情で届かない場合は、万が一なくされた方は、選挙管理委員会までお問い合わせのうえ、投票日当日に投票所の係員に申し出てください。

郵便による不在者投票ができる方

身体障害者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳をお持ちの方		
両下肢移動機能	1級または2級	両下肢	特別項症～第2項症
心臓直腸ぼうこう呼吸器	1級または3級	心臓直腸ぼうこう呼吸器	特別項症～第2項症

※ いずれの場合も、本人が三鷹市の選挙人名簿に登録されていて、本人および候補者名等を自分自身で書ける方

選挙に関するお問い合わせは

三鷹市選挙管理委員会事務局 ☎内線3033・3034・(不在者投票専用) ☎内線3032